

魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務委託仕様書

1 業務名

魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務

2 目的

近年、フルカラーLED照明をはじめとする照明技術の進歩や夜間の経済活動の拡充を図るナイトタイムエコノミーの推進などを背景に、建築物や橋梁等のライトアップや壁面へのプロジェクションマッピングなど屋外空間をより華やかで魅力的に演出する景観照明の活用は、高度化・多様化が進んでおり、観光消費額の増大や観光客の滞在時間の延長を目指す本市においても、有効な手段として今後更なる活用が見込まれている。

こうした景観照明の活用は、夜間景観に彩りやにぎわいを加え、都市の魅力を高める要素となる一方、漏れ光等により景観面や安全面に悪影響を及ぼす「光害」の発生が懸念されることから、活用にあたっては一定の秩序を保った適切な景観誘導が求められる。

これらの状況を踏まえ、広島らしい魅力ある夜間景観の形成に向けて、令和6年度には、市内複数のモデル地区において夜間景観の実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえた対応策等の検討を行った。

本業務は、これまでの検討結果を踏まえ、前年度に選定したモデル地区のうち、5地区を対象に社会実験を実施し、その効果を検証の上、本市が目指すべき夜間景観の基本方針を導き出し、モデル地区等に定めるべき具体的な基準を想定した上で、施策展開の方向性とともな広島らしい魅力ある夜間景観のあり方（案）として取りまとめるものである。

3 業務場所

広島市内

4 業務内容

「広島市景観計画」等の上位計画や関連計画の内容を踏まえ、以下の業務を行う。

(1) 社会実験の実施

モデル地区のうち、以下5地区を対象に、①～③の手順に従って社会実験等を実施し、結果を検証する。

- 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（ex. 平和記念公園）
- 広島城・中央公園地区（ex. 史跡広島城跡の範囲及びその外周部）
- 紙屋町・八丁堀地区（ex. 相生通り）
- 京橋川系リバーフロント地区（ex. 栄橋～稻荷大橋・猿猴橋の区間における河岸緑地）
- 湯来温泉・湯の山温泉地区（ex. 湯来温泉街）

なお、施設管理者や地域住民等との協議により実施が困難と判断する場合は、対象地区を変更する。

① 計画準備

本業務の目的及び社会実験候補地ごとの実施コンセプト（別紙参照）を踏まえ、各モデル地区における社会実験の計画書を作成する。計画書では実施内容、作業内容及び行程等を明らかにし、本市の承諾を得ること。計画書の作成に当たっては、警察、道路管理者、施設管理者及び周辺事業者等のその他関係機関と十分調整し、安全に配慮すること。道路占用等の各種許可手続きが必要な場合は、受注者が必要書類を作成すること。また、地元関係者と十分調整し、意見を聴取して取りまとめ、計画書に反映すること。

② 社会実験の実施

各モデル地区において、①で作成した社会実験計画書に沿って社会実験を実施する。実験中の管理については、受注者が行うこと。また、実験の実施に際して必要な一切の費用は受注者の負担とする。

③ 実験結果の検証と課題の整理及び対応策の検討

②の実験により、夜間景観の魅力向上に対する効果を検証する。検証に当たっては、関係機関や地元関係者、近隣住民、来訪者等にヒアリングやアンケート調査等を行い、報告書にまとめること。また、実験を踏まえて、各モデル地区において照明設備の本設を行う場合の法的、技術的課題及び維持管理に関する課題等を整理し、対応策を提案すること。

(2) 本市の魅力ある夜間景観のあり方（案）の作成

これまでの検討結果及び(1)による検証結果を踏まえ、本市における夜間景観の現状と課題を明らかにした上で、本市が目指すべき夜間景観の将来像やモデル地区ごとの基本方針を導き出し、本市が取り組むべき施策展開の方向性ととともに、夜間景観のあり方（案）として取りまとめる。

取りまとめに当たっては、「広島市景観計画」のビジョン編の一部になることを想定した上で作成することとし、「広島市景観計画」のビジョン編（改定案）も合わせて作成すること。

最終的な構成等は本市と協議の上決定することとし、作成に当たっては、(1)による検証結果を踏まえ、モデル地区ごとに魅力ある夜間景観誘導の整備イメージをイラスト等で作成するとともに、市民や事業者にとってわかりやすいデザインや構成とすること。

(3) 夜間景観形成基準（案）の作成

(2)の成果を踏まえ、公共施設の照明改善と民間施設の景観誘導を図る上で必要となる具体的な夜間景観形成基準（案）を作成する。

基準（案）はモデル地区ごとに作成することに加え、本市の景観計画区域は広島市全域を対象としていることから、モデル地区外においても地域特性に応じた基準（案）を作成すること。

作成にあたっては、基準の意図が正確に伝わるよう適宜イラストを追加するなど、市民や事業者にとってわかりやすいデザインや構成とすること。

また、景観誘導方策を「広島市景観計画」に位置付けると仮定した場合における「広島市景観計画」の推進編（改定案）も合わせて作成すること。

(4) その他

① 景観協議以外の夜間景観誘導支援策の提案

景観計画をはじめとする協議制度による景観誘導のほか、夜間景観の魅力向上につながる照明整備に対する補助制度など、他都市の取組事例を踏まえ、本市が目指すべき夜間景観の実施に向けて考えられる有効な景観誘導支援策を提案する。

② 整備イメージ実現のための概算費用の算出

(3)で作成するモデル地区ごとの夜間景観誘導の整備イメージを実現する上で、公共施設の整備に係る概算費用を算出する。

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。納品は、本業務の期間内に行うこととする。また、記録媒体の納品に当たっては、記録媒体の納品ケース等に記録されているデータの名称等を明記し、データの損傷、記録媒体の破損等がないよう留意すること。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 業務報告書（資料編） | 2部 |
| (3) 本業務で取得又は作成した資料 | 1式 |
| (4) (1)～(3)に係るデジタルデータ | 1式 |

※ デジタルデータの形式については、本市の指示によることとする。

7 その他

- (1) 業務報告書の作成に当たっては、その内容について本市職員と十分に協議を行うこと。
- (2) 社会実験時に撮影した画像は、業務報告書の付録として電子媒体により提出すること。
- (3) 業務上受注者の不注意や不備により生じた費用はすべて受注者の負担とする。
- (4) 業務に必要な機材等は受注者において用意すること。また、業務に当たっては、法令順守、安全管理に十分留意して実施すること。
- (5) 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本市に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本市職員の指示に従うものとする。本業務の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担しなければならない。
- (6) 本業務の成果物の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ずにほかに公表又は貸与してはならない。
- (7) 本業務の遂行に当たっては、発注者と密接な連携をとりながら進めるものとし、疑義が生じた場合、双方協議の上で決定するものとする。
- (8) 業務について協議を行った場合は速やかに会議の記録を作成し、その都度、提出すること。
- (9) 受注者は業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受注者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。